

**民生委員・児童委員 改選されました**  
**次の方々が新しく厚生労働大臣から委嘱されました**

任期： 令和元年12月1日～令和4年11月30日

民生委員・児童委員は、生活にお困りの方をはじめ、子ども、お年寄り、障害のある方などの相談に応じたり、地域福祉の向上に向けて活動しています。もし悩み事や困り事があったときには、秘密は守られますので、担当地区の委員にご相談ください。

児童福祉を専門的に担当する主任児童委員もおりますので、お気軽にご相談ください。

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎ 156

(敬称略)

担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名
みどりが丘三	中西義隆	下勝呂	吉田昌栄		
みどりが丘二	森谷万利子	深田	高嶋ふき子	主任児童委員	田部井由利子
みどりが丘一	栗嶋一男	木部	柳まゆみ	主任児童委員	中島真澄
角山上	小川愛子	靱負	内田清	主任児童委員	小栗真紀
角山中	正能和夫	笠原	笠原康江	主任児童委員	竹田順子
池田(県道東)	清水正行	原川	吉野朋子	主任児童委員	小森ひろみ
池田(県道西)	瀬田多美子	飯田	島田勇子	中爪グリーンヒル	引田みつ江
下里三・四	松岡悦子	増尾(南東)	寺山富子	東小川6	溝口史江
下里一・二	岩崎弘子	増尾(北西)	横田平吉	東小川5	齊藤信輝
下小川三	森和美	古寺	吉田み千よ	東小川4	鈴木京子
下小川二	岡本貫臣	青上	山口明子	東小川3	渡邊律子
下小川一	森明子	青下田島	土田芳夫	東小川2	清水茂
大塚三・四	内田弘	腰上	福島竹雄	東小川1	島田美恵子
大塚二	石川昌子	腰中	山口よし子	後伊	山岸幸男
大塚一	尾島菊江	腰二(県道北)	伊藤恵吉	前高谷の一部・中高谷	杉田ヒロ子
春日町	大谷典江	腰二(県道南)	小内理恵	前高谷の一部・中高谷	坂田正子
栄町	山本伊勢子	腰一	荒井章	高見	田端悦子
旭町・幸町	新井純一	青二	大木節子	能増	横瀬好子
松若町・緑町	金井裕子	青下畑ケ中	千島比呂美	奈良梨・西古里	金子貴庸子
大関町	峯岸一孝	青下見田	荒井美よ子	中爪	横山かつ枝
錦町・相生町	田中文子	コスモ小川町	小林美津子	下横田	大島和子
仲町・稻荷町	山口尚子	ダイアパレス	石原洋子	上横田一・二	田村糸江
神明町	大木恵美子	みどりが丘五	小川新一	木呂子	成川陽江
本一・本二・ホーユウパレス	荻野誠	みどりが丘四・県営みどりが丘	兵庫芳博	上勝呂	

**重度心身障害者医療費助成制度所得制限について**

平成31年1月から基準額を超える所得がある方を対象に所得制限が導入されました。ただし、平成30年12月末までに受給資格を取得された方は令和4年10月から適用になります。

◆**所得制限の基準**…対象者本人が扶養する人数に応じて、下図のように基準額が異なります(未成年も同様)。

扶養親族の数	所得制限基準額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人目以降	1人増すごとに38万円を加算

**重度心身障害者医療費助成制度とは**  
 65歳未満で重度心身障害者\*となった方が、医療機関等で受診した際に窓口で支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。  
 \*重度心身障害者とは  
 ①身体障害者手帳1、2、3級所持者  
 ②療育手帳A、A、B所持者  
 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者  
 ④65歳になる前に後期高齢者医療広域連合の障害認定の基準を満たしており、65歳以上で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方  
 ほか

◆**所得の範囲**…課税所得のみ ※障害年金・遺族年金等の非課税所得は含めません。

◆**所得制限基準額を超えた場合**…該当者には支給停止通知をもってお知らせします。支給停止期間中に診療した分に関しては請求ができません。毎年10月1日の更新時に所得審査を行います。

◆**所得の把握方法**…本人の同意を得たうえで税情報等を確認します。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151

**障害者手当についてのご案内**

**特別障害者手当** 次の①から③までのすべてに該当する方が受けられます。

- ①20歳以上で、身体または精神(知的を含む)の重度の障害により、常に介護を要する状態である方
  - ②施設に入所していない方
  - ③病院などに3か月以上入院していない方
- ※要件を満たせば、障害年金などを受給されている方にも支給されます。  
 ※所得制限があります。

**障害児福祉手当** 20歳未満で、おおむね次の①から③のいずれかの状態にある方が受けられます。

- ①身体障害者手帳1級または2級で一定の要件を満たす方
  - ②療育手帳A相当の方
  - ③精神障害、血液疾患等で、①②と同等の障害を有する方
- ※障害年金などの受給者や施設に入所中の方は受けられません。  
 ※所得制限があります。

**在宅重度心身障害者手当**

- ◇身体障害者手帳1級または2級、療育手帳AまたはAの所持者で、次の①か②に該当する方
  - ①上記等級の手帳交付日が、平成21年12月31日以前の方
  - ②上記等級の手帳交付日が、平成22年1月1日以降で、交付時の年齢が65歳未満の方
  - ◇精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、平成22年1月1日以降65歳未満であり、すでに在宅重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けている方
- ※いずれの場合も、特別障害者手当や障害児福祉手当を受けている方、支給制限の対象となる施設に入所中の方、住民税が課税されている方は受けられません。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151

**1月の在宅当番医 診療時間 午前9時～午後5時**

在宅当番医の診療は国民の祝日および休日と年末年始のみとなります。  
**急な発熱・腹痛・頭痛等の初期症状の診療を行います。** ※12月の当番医は前月号に掲載しています。

1日	祝	埼玉成恵会病院	内科、外科、整形外科	東松山市石橋 1721	☎ 23-1221
2日	木	小川赤十字病院	内科	小川町小川 1525	☎ 72-2333
3日	金	東松山市立市民病院	内科、整形外科	東松山市松山 2392	☎ 24-6111
13日	祝	たばた小児科	小児科、アレルギー科、内科	吉見町久米田 616-8	☎ 54-8822

※当番医は変更することがあります。事前に救急医療情報センター ☎ 048-824-4199にお問合せください。

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158